

【韓国】「日本軍慰安婦」に関する決議

海外立法情報課・白井 京

* 2008年10月27日、第278回国会(定期会)第4次本会議において、国会女性委員会委員長により提案された「日本軍慰安婦被害者の名誉回復のための公式謝罪及び賠償を求める決議案」が可決された。

同決議案は、最大野党民主党の国会議員である申樂均（シン・ナッキョン）国会女性委員会委員長が提出し、2008年10月8日に行われた第278回国会第5次女性委員会において可決され、本会議に上程されたものである。

決議案の「提案理由」の内容は、以下のとおりである（以下要約）。

・1993年のウィーン国連世界人権会議以降、96年及び98年の国連人権委員会における関連報告書の採択、2003年国連女性差別撤廃委員会での日本に対する勧告、2008年国連人権理事会における普遍的定期審査（UPR）等、国際社会は日本軍慰安婦問題に対して批判的な立場をとり続けている。

・このような国際的なコンセンサスを基盤として、2007年には米国、欧州議会、カナダ、オーストラリア、オランダの各議会において従軍慰安婦関連決議案が採択されており、また、日本国内の一部地方自治体でも解決を求める請願や意見書が採択されている。

・韓国国会は、日本国が日本政府の法的責任を明示した「戦時性的強制被害者問題解決の促進に関する法律」を制定するよう求める決議（2003年2月26日）を議決して日本の国会に送付し、また、2007年米国下院での慰安婦決議案採択を支持する支持決議案を国会女性家族委員会において議決した。しかし、韓国は慰安婦問題の最大の被害国の1つであるにもかかわらず、第17代国会（任期：2004～2008年）で提案されていた3つの決議案は最終的には採択されずに廃案となった。

・1993年以来、被害者として登録された生存者234名のうち、既に135名が亡くなっており、生存する99名も認知症等により健康状態が悪化している。この問題は、現存する被害者の名誉回復の問題であり、また、戦時下の女性に対する拉致、強姦、集団性暴力及び人身売買という最悪の人権侵害事件として警鐘を鳴らすべき事案である。今後の再発防止のためにも、再度、同決議案を提案するものである。

主文(以下全文翻訳)

大韓民国国会は、第二次大戦期間中、日本帝国主義の軍隊が当時の朝鮮人女性をはじめとしてアジア諸国の女性を強制動員し又は拉致し、性奴隷(「慰安婦」)化したことに対し、

2007年米国下院の決議案採択を皮切りに、欧州議会、オーストラリア、オランダ、カナダにおいて決議案が採択される等、全世界的に日本の公式謝罪と賠償、そして後世のための教育が必要であるという国際的認識が具体的に広がっていることに鼓舞され、

特に2008年3月以後、日本の宝塚市議会、清瀬市議会等、地方自治体において「慰安婦問題に対する政府の誠実な対応」を要求する請願及び意見書が採択された点を歓迎し、

1993年ウィーン国連世界人権会議以後、国連人権委員会を中心に2008年6月にいたるまでの15年間、国際社会において持続的に提起されてきた日本国に対する慰安婦問題の解決を求める多方面の勧告を日本政府が受容せずにいるという点に深刻な憂慮を表明し、

慰安婦被害生存者の健康状態がひどく悪化しており、生存者の数が急激に減少している現状において、日本軍慰安婦被害者の名誉回復のために、以下の通り決議する。

1 大韓民国国会は、日本軍慰安婦被害者の名誉回復のため、1930年代から第二次大戦にいたる期間、アジア・太平洋地域の女性を日本帝国主義の軍隊の性奴隷化したことに対し、被害者に日本政府が公式的に謝罪することを求める。

2 大韓民国国会は、日本軍慰安婦被害者の実質的な名誉回復がなされるようにするために、日本政府が反人権的犯罪行為について日本国内の歴史教科書にその真実を十分に反映させ、慰安婦被害者に対して被害賠償を行うこと及び日本議会が関連法の制定を迅速に推進することを求める。

3. 大韓民国国会は、日本軍慰安婦被害者の名誉回復のために、国連人権委員会や国連女性差別撤廃委員会等、国際社会の勧告通りに日本政府が公式謝罪、法的賠償及び歴史教科書への反映を履行するよう、韓国政府が積極的かつ明白な役割を果たすことを求める。

本会議では同決議案に対する質疑等は特に行われず、在席議員261名のうち260名の圧倒的多数により可決された。

参考文献(インターネット情報は2008年10月28日現在である。)

・日本軍慰安婦被害者の名誉回復のための公式謝罪及び賠償促求決議案<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_00X8H1J0N0R7G1W1N0R3Z4K9C0V0V4>